

## 【別添1】

事務連絡  
令和2年6月19日

建設業者団体の長宛て

国土交通省土地・建設産業局 建設業課長  
建設市場整備課長

### 令和2年度第2次補正予算を踏まえた建設業者向けの支援策について

新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けて、建設業においては、「3つの密」対策等に取り組んでいただいているところです。

引き続き、困難な状況にある国民・事業者の方々をしっかりと支え、雇用と事業と生活を守り抜くとともに、次なる流行のおそれに対応する万全の備えを固めていく観点から、令和2年度1次補正予算を強化するため、財政支出約73兆円、事業規模約117兆円の令和2年度第2次補正予算が令和2年6月12日に成立いたしました。

本年5月1日に、令和2年度第1次補正予算に係る建設業者向けの支援策一覧及び各支援策の概要を送付したところですが、今般の令和2年度第2次補正予算の成立を踏まえ、建設業者向けの支援策一覧及び各支援策の概要を別紙1のとおり、特に雇用調整助成金及び持続化給付金の活用について別紙の2のとおりまとめております。雇用調整助成金については、中小企業の助成率の上限が10/10に引き上げられ、対応期間が9月末まで延長されたほか、上限額が15,000円に引き上げられております。

貴職におかれましては、傘下の建設業者等に当該取組について周知を徹底していただきますようお願ひいたします。

以上

# 【新型コロナウイルス対策】建設業関係 支援策①

## （二次補正後）

### 資金繰り関係

#### 建設業向け金融事業 [別添①、②]

○地域建設業経営強化融資制度

・公共工事請負代金債権を譲渡担保として融資を受けられます。  
また、工事の出来高を超えた分の融資について保証会社による保証が受けられるようになります。

○下請債権保全支援事業

・下請企業が元請企業に対して有する工事請負代金等の債権の支払をファクターリング会社が保証します。また、一部のファクタリング会社は手形の買い取りに応じており、早期に資金化することが可能となります。  
[金融支援事業について>](https://www.kensetsu-kikin.or.jp/saimu/index.html)

#### 支援内容一覧 [別添③]

#### セーフティネット保証4号・5号の対象拡大 [別添④]

・売上高が前年同月比▲20%以上(4号)、▲5%以上(5号)減少等の経営の安定に支障が生じている中小企業者は、信用保証協会などによる保証(※)を受けることができます。  
(※)一般保証とは別枠(2.8億円)で、4号100%、5号80%保証

4号保証【地域指定】…3/23に47都道府県が指定  
5号保証【業種指定】…5/1より全業種が指定

#### 緊急保証制度の適用 [別添⑤]

・セーフティネット保証とはさらに別枠(2.8億円)で、全国・全業種を対象に100%保証を受けることができます。  
⇒セーフティネット保証枠と併せて最大5.6億円の信用保証別枠の確保が可能

#### 民間金融機関における実質無利子・無担保融資 [別添⑥]

・都道府県等による制度融資を活用して、民間金融機関にも実質無利子・無担保・据置最大5年・保証料減免の融資を拡大。さらに、信用保証付き既往債務も制度融資を活用した実質無利子融資に借換可能。  
く対象要件>セーフティネット保証4号・5号・危機関連保証の適用要件と連動した売上高等の減少を満たせば、保証料補助と利子補給を実施。  
※2次補正で利子上限額が引き上げ

#### セーフティネット貸付の要件緩和 [別添⑦]

・一時的に資金繰りに著しい支障を来している等の要件を満たす中小企業者は、日本政策金融公庫などによる融資を受けることができます。

#### 無利子・無担保融資 [別添⑧～⑪]

※2次補正措置あり

- 日本政策金融公庫及び沖縄公庫による新型コロナウイルス感染症特別貸付・信用力や担保に依らず一律金利とし、融資後の3年間まで0.9%の金利引き下げを実施。据置期間は最長5年。  
○商工中金による危機対応融資・商工組合中央金庫が、新型コロナウイルス感染症による影響を受け業況が悪化した事業者に対し、危機対応融資による資金繰り支援を実施。
- マル経融資の金利引下げ(新型コロナウイルス対策マル経)  
・商工会議所・商工会・都道府県商工会連合会の経営指導員による経営指導を受けた小規模事業者に対して、日本政策金融公庫等が無担保・無保証人で融資を行う制度。
- 特別利子補給制度  
・日本政策金融公庫等の「新型コロナウイルス感染症特別貸付」、「新型コロナウイルス対策マル経融資」等もしくは商工中金等による「危機対応融資」により借入を行った中小企業者等のうち、売上高が急減した事業者などに対して、利子補給を実施。

#### 日本公庫等の既往債務の借換 [別添⑫]

- ※2次補正措置あり
- ・日本政策金融公庫等の新型コロナウイルス感染症特別貸付や商工中金等の危機対応融資について、各機関毎に、既往債務の借換も可能とし、実質無利子化の対象。

#### 小規模企業共済制度の特例緊急経営安定貸付等 [別添⑬]

- ・(独)中小企業基盤整備機構が経営の安定を図るための事業資金を貸付ける制度、貸付利率の無利子化、据置期間の設定、償還期間の延長などの貸付要件が緩和。

#### 経営セーフティ共済の特例 [別添⑭]

- ・取引先の倒産時に、無担保・無保証人で掛金の最高10倍まで借入れできる制度。
- ・業況が悪化した事業者に対し、危機対応業務による資金繰り支援を実施。

#### DBJ・商工中金による危機対応融資 [別添⑮]

- ・業況が悪化した事業者に対し、危機対応業務による資金繰り支援を実施。
- ・キヤッショフローが不足するスタートアップ企業や一時的に財務状況が悪化し企業再建に取り組む持続可能な企業に対して、民間金融機関や投資家からの円滑な金融支援を促しつつ、事業の成長・継続を支援

#### 中小企業向け資本性資金供給・資本増強支援事業 [別添⑯]

- 新規
- ・給付対象者：一時的な資金が必要な方(主に休業された方)が対象
  - 貸付上限：学校休業、個人事業主等の場合、20万円以内(その他、10万円以内)
  - 償還期限：2年以内
  - 賞付利子：無利子

#### 個人向け緊急小口資金等の特例 [別添⑰]

- 給付対象者：一時的な資金が必要な方(主に休業された方)が対象
- 貸付上限：学校休業、個人事業主等の場合、20万円以内(その他、10万円以内)
- 償還期限：2年以内
- 賞付利子：無利子

# 【新型コロナウィルス対策】建設業関係

## 支援策②（二次補正後）



令和2年6月19日16:00時点

### 資金繰り関係

#### 税制関係

##### 納税の猶予の特例【国税・地方税】 [別添⑯]

- ・2月以降、売上が減少（前年同月比▲20%以上）したすべての事業者について、無担保かつ延滞税なしで納税が猶予されます。
- ・法人税や消費税、固定資産税など、基本的にはすべての税が対象。

##### 欠損金の繰戻し還付 [別添⑯]

- ・資本金1億円以下の中小企業は、前年度黒字で今年度赤字の場合、前年度に納付した法人税の一部還付を受けることができます。
- ・今般、本制度の適用対象を、資本金10億円以下の中堅企業にも拡大。

##### 固定資産税等の軽減 [別添⑳]

- ・中小企業・小規模事業者の税負担を軽減のため、事業者の保有する設備や建物等の2021年度の固定資産税及び都市計画税を、事業収入の減少幅に応じ、ゼロまたは1/2とします。

##### 簡易課税制度の適用に関する特例 [別添㉑]

- ・影響による被害を受けたことにより、簡易課税制度の適用を受ける（又はやめる）必要が生じた場合、税務署長の承認を受けることにより、その被害を受けた課税期間から、簡易課税制度の適用を受ける（又はやめる）ことができます。
- ※特例として、課税期間の開始後であっても選択が可能。

<税制関係特例について>[https://www.mof.go.jp/tax\\_policy/keizaitaisaku.html](https://www.mof.go.jp/tax_policy/keizaitaisaku.html)

### 雇用対策関係

##### 雇用調整助成金（緊急雇用安定助成金） [別添㉒-1] (詳細は[別添㉒-2])

- ・経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者に対して一時的に休業、教育訓練又は出向を行い、労働者の雇用維持を図った場合に、休業手当等の一部を助成するもの。今般、助成内容・対象が大幅に緩和。

##### 助成内容・対象

- 休業手当に対する助成率を引き上げ（中小企業4/5、大企業2/3）
- 解雇等行わない場合、助成率の上乗せ（中小企業10/10、大企業3/4）
- 就用保険被保険者でない労働者の休業も対象など

##### 受給要件

- 支給限度日数は通常1年間で100日まであるが、緊急対応期間（4/1～9/30）は、年間支給限度日数とは別に本助成金が利用可能

##### 生産指標の要件を緩和

##### 事業所設置後1年未満も対象など

##### ■主な2次補正拡充内容

- ・上限額が1人1日当たり1万5000円まで拡充、出向期間の条件が緩和
- ・上記赤枠部（解雇等を行わない中小企業の助成率の拡充、対応期間延長）※学生アルバイトなど、雇用保険被保険者以外の方に対する休業手当も、「緊急雇用安定助成金」の支給対象となります、詳細は下記参照ください。

<雇用調整助成金について>[https://www.mhlw.go.jp/stf/press1401\\_202005061030\\_00004.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/press1401_202005061030_00004.html)

##### 小学校休業等対応助成金 [別添㉓]

- ・小学校等の臨時休業等に伴い、その小学校等に通う子どもとの世話をが必要な、①労働者（保護者）に対し、有給（賃金全額支給）の休暇を取得させた事業主に助成②委託を受けて個人で仕事をする方（保護者）に対し、就業できなかつた日にについて支援の2種類あり。

##### ■給付額

- ①【事業主向け】  
有給休暇を取得した対象労働者に支払った賃金相当額 × 10／10  
※支給上限は1日あたり8,330円（令和2年4月1日以降取得の休暇分は15,000円）
- ②【個人向け】  
就業できなかつた日にについて、1日あたり7,500円定額  
※令和2年4月1日以降の日については、1日あたり7,500円定額

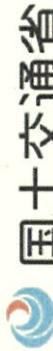
##### ■給付対象者

- ①【事業主向け】子ども（※）の世話を保護者として行う必要となつた労働者に対し、労基法上の年次有給休暇とは別途、有給休暇を取得させた事業主
- ②【個人向け】子ども（※）の世話を行う必要となつた保護者で、一定の要件（個人で就業予定、業務委託契約等に基づき報酬が支払われている）を満たす方  
(※)A:臨時休業等した小学校等に通う子ども  
(※)B:感染などにより休む必要がある子ども

<小学校休業等対応助成金について><https://www.mhlw.go.jp/stf/content/109000000/000625688.pdf>

# 【新型コロナウィルス対策】建設業関係 支援策③（二次補正後）

## 支 援 策



令和2年6月19日16:00時点  
国土交通省

### 給付金関係

#### 持続化給付金 [別添②-1]

（詳細は、中小法人等向け[別添②-2]、個人事業者等向け[別添②-3]）

- 特に大きな影響を受けている事業者に対して、事業の継続を支え、再起の糧となる、事業全般に広く使える給付金を支給。

##### ■給付額

・法人は**200万円**、個人事業者等は**100万円**（昨年1年間の売上からの減少分を上限）

##### ■給付対象者

・新型コロナウィルス感染症の影響により、**売上が全年同月比で50%以上減少**

##### ■計算方法

前年の総売上（事業収入）－（前年同月比▲50%月の売上×12か月）

・事業収入を得ている中堅企業、中小企業、小規模事業者、フリーランスを含む個人事業者等、その他各種法人等

＜持続化給付金について＞<https://www.mext.go.jp/covid-19/jizokuka-kyufukin.html>

#### 家賃支援給付金（仮称）の創設 [別添②]

新規

- 5月の緊急事態宣言の延長等により、売上の急減に直面する事業者の事業継続を下支えするため、地代・家賃（賃料）の負担を軽減することを目的として、テナント事業者に対して「家賃支援給付金」を支給。

##### ■給付対象者

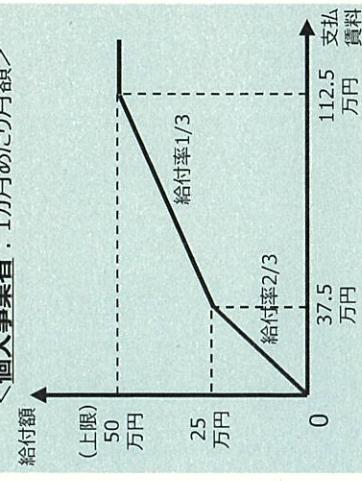
・テナント事業者のうち、中堅企業、中小企業、小規模事業者、個人事業者等であって、**5～12月**において以下のいずれかに該当する者

- ①いづれか**1か月**の売上高が前年同月比で**50%以上減少**
- ②連続する**3か月**の売上高が前年同期比で**30%以上減少**

##### ■給付額・給付率

- 申請時の直近の支払賃料（月額）に基づいて算出される給付額（月額）を基に、6ヶ月分の給付額に相当する額を支給。  
→法人は**最大600万円**、個人事業者は**最大300万円**

＜個人事業者：1カ月あたり月額＞



＜特別家賃支援給付金について＞<https://www.mext.go.jp/covid-19/pdf/pamphlet.pdf>

#### 特別定額給付金 [別添②]

新規

- 給付額
- 給付対象者1人につき**10万円**
- 給付対象者
- 基準日（令和2年4月27日）において住民基本台帳に記録されている者
- ※収入による条件はありません。
- ＜特別定額給付金について＞<https://www.kyofukin.soumu.go.jp>

#### 新型コロナウィルス感染症対応休業支援金特別定額給付金（仮称）

新規

- 新型コロナウィルス感染症等の影響により事業主が休業させ、休業期間中に休業手当を受けることができなかつた被保険者に対し、新型コロナウィルス感染症対応休業支援金を支給する事業を実施。

##### ■給付額

- 中小企業の被保険者に対し休業前賃金の80%（月額上限33万円）を休業実績に応じて支給

※なお、本給付金等に係る雇用保険法の臨時特例等に関する法律案が成立したところではありますが、詳細な内容はまだ公表されておりませんので、後日更新されましたらご案内いたします。

法案については、下記参照ください。  
<https://www.mhlw.go.jp/content/000637670.pdf>

## 【新型コロナウィルス対策】(二次補正後)

## 支援策④

## 建設業関係

## その他(事業再開・設備投資等)支援関係

生産性革命推進事業による  
事業再開支援パッケージ [別添⑦]

拡充

- 「通常枠」に加え、新型コロナの影響を乗り越えるために前向きな投資を行う事業者を対象に「特別枠」を設け、事業再開を強力に後押しするため、「事業再開支援パッケージ」として業種別ガイドライン等に基づいて行う取組への支援を拡充。

補助上限・補助率	通常枠	特別枠(類型A)	特別枠(類型B又はC)
持続化補助金 (販路開拓等)	50万円・2/3	100万円・2/3	100万円・ <u>3/4</u>
【事業再開枠】 <b>50万円・定額(10/10)</b> ※			
ものづくり補助金 (設備導入)	1,000万円・ 1/2(小規模2/3)	1,000万円・2/3	1,000万円・ <u>3/4</u>
【事業再開枠】 <b>50万円・定額(10/10)</b>			
IT導入補助金 (IT導入)	450万円・1/2	450万円・2/3	450万円・ <u>3/4</u>

- ※事業再開枠の補助額は、総補助額の2分の1以下であること
- 【事業再開枠の対象】
- 【特別枠の申請要件】  
補助経費の1／6以上が、下記のいずれかに合致する取組であること
  - ・消毒、マスク、清掃
  - ・飛沫防止対策(アクリル板・透明ビニールシート等)
  - ・その他衛生管理(クリーニング、使い捨てアメニティ用品、サーモカメラ、キーレスシステム等)
  - ・掲示・アナウンス(従業員・顧客に感染防止を呼びかけるもの)
  - ・換気設備
  - ・自動精算機、キャッシュレス決済導入
  - ・WEB会議システム等の導入
  - ・中小機構・生産性革命推進事業ポータルサイト><https://seisansei.ssmri.go.jp/>

## 厚生年金保険料等の猶予制度 [別添⑧]

- 事業プロセスの①遠隔操作、②可視化、③自動制御化を可能とする設備投資に対し、即時償却または7%の税額控除を認める。
- ※本特例の適用には、経営力向上計画の認定を受ける必要
- ・また、設備取得から経営力向上計画の申請(受理)までの期間が60日を超える場合であっても、令和2年9月30日までの期間は申請を受理することします。

<経営力向上計画について><https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/>

## 少額減価償却資産の特例 [別添⑨]

- 中小企業は、30万円未満のテレワーク用設備(パソコンやソフトウェア)について、全額損金算入することが可能。